

電子版

脱農薬てんとう資料集

第5号

「住宅地等での農薬使用について」の新通知

(2007年6月)

=====


発行 反農薬東京グループ
〒202-0021 東京都西東京市東伏見 2 - 2 - 28 - B
電話 / ファックス : 042-463-3027
E-mail : mtsuji@jcom.home.ne.jp
URL <http://home.e06.itscom.net/chemiweb/ladybugs/>

=====

***** もくじ *****


はじめに	2
第1章 新通知「住宅地等における農薬使用について」	3
1 新通知の概要	3
2 新通知全文	6
2-1 都道府県知事・政令市長宛	6
2-2 関係省庁宛	8
2-3 関係団体宛	9
3 新通知では、いくつかの変更が	10
3-1 農水省、環境省の二局長通知で、現場混用項目がはいる	10
3-2 表現がトーンダウン	10
3-3 通知内容の遵守には、農薬取締法による罰則が必要	10
4 環境省への要望・質問と回答	11
5 農水省、環境省との話し合い	12
5-1 千葉県柏市のカブ畑の事例	12
5-2 農地は農水省、公園などは環境省が担当と	13
6 ポジティブリスト制度に伴う農水省三局長連名通知	14
6-1 通知「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について」	14
6-2 通知「非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策」	15
7 関連通知で新通知の指導強化	16
囲み記事 千葉市クロルピクリン被害訴訟、日野市公害等調整委員会調停ほか	16
第2章 反農薬東京グループ会員へのアンケート調査	18
1 アンケート設問票	18
2 設問2の(2)～(7)への回答～通知があっても、健康被害が多数発生	20
2-1 問題となった事例について	20
2-2 健康被害について	22
3 設問2の(8)～(13)についての回答～散布者の半数は防除業者	24
3-1 散布者と散布依頼者について	24
3-2 被害者はどう対応したか	25
4 設問2の(14)と(15)についての回答～半数が通知を知らない	26
4-1 相手は通知を知っていたか～通知の周知度	26
4-2 通知に対する態度	26
5 設問3への回答～通知を遵守するために	27
5-1 罰則強化を求める声が多い、	27
5-2 その他の意見	27
6 設問4への回答～自由記入欄には訴えたいことは山ほど	28
6-1 住宅地通知について	28
6-2 学校関連	30
6-3 自治体・行政関連	31
6-4 メーカーや販売者	33
6-5 農薬の危険性と健康被害	33
6-6 その他	34
第3章 環境省の二つの調査から	36
1 「農薬飛散リスク評価手法等確立調査」	36
1-1 自治体における街路樹、公園緑地等の防除実態アンケート調査	36
1-2 モニタリング調査についての要望・質問と環境省の回答	39
1-3 モニタリング調査で環境省への再質問	41
1-4 07年度の第1回検討会からは原則公開になったが	43
2 「農薬吸入毒性評価手法確立調査」	43
2-1 環境省への要望・質問と回答	44
2-2 環境省との話し合い～農薬吸入毒性試験について	45
2-3 07年度の第1回部会で、メンバーは決まったが	45
第4章 参考資料	46
1 旧通知「住宅地等における農薬使用について」	47
2 愛知県：住宅地等における農薬使用についての啓発チラシ	50
3 住宅地通知関連のリンク集	52

はじめに

03年3月10日から施行された改定農薬取締法に基づき、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」が実施されましたが、この省令は、食用農作物に対する農薬の適正使用が重視されており、住宅地等での農薬大気汚染による受動被曝防止については、 努力規程しかありませんでした。そこで、同年4月、生活環境での農薬使用の原則禁止についてなどの8項目の要望をだし、農薬で健康被害を受けている方々とともに、農水省、環境省担当部署と話し合いました。

その結果、03年9月16日、農水省消費・安全局長通知として「住宅地等における農薬使用について」が発出されました（以下、これを「旧通知」という）。この通知を周知徹底し、その指導内容を実践することが、住宅地周辺での農薬による健康被害防止に役立つとの期待が高まりました。

私たちは、04年6月に、電子版脱農薬てんとう資料集の第1号として「住宅地や学校での農薬散布について」を出版しました。しかし、その後も、事務局への健康被害の訴えは止まず、通知は徹底されないという状況を思い知ることになりました。そこで、実態を知るべく、私たちは、05年10月、会員に対してアンケート調査を実施しました。

一方、環境省は、05年に、地方自治体を対象に散布実態のアンケート調査を行い、07年1月31日にその結果を公表、通知内容を守らない不適正な農薬使用が明らかになりました。こうした状況を改善・指導するために発出されたのが、同日付の農水省消費・安全局長と環境省水・大気環境局長の連名通知「住宅地等における農薬使用について」（以下、これを「新通知」という）です。

06年5月29日からの残留基準ポジティブリスト制度（すべての農薬で残留基準や一律基準を超えた農作物は出荷規制をうける）実施に伴い、農地や非農地で使用された農薬が近くの適用外作物へ飛散することを防止する対策強化が求められていますが、住宅地での受動被曝を減らすことを忘れてもらっては困ります。旧通知がでて、まる4年になろうとしているにもかかわらず、通知内容はなかなか周知徹底できません。今後は、努力規程でしかない住宅地での使用基準省令を義務規程化し、使用者の罰則強化をも視野にいれた運動が必要かと思えます。

この資料集では、第1章で、新通知の内容とその問題点、第2章で当グループのアンケート調査結果、第3章で環境省の二つの調査をとりあげ、参考資料として、旧通知、愛知県の住宅地通知の啓発チラシ、住宅通知に関連するリンク集を付けました。

なお、電子版脱農薬てんとう資料集には、第4号「無人ヘリコプターによる空中散布問題」があり、今後、「農薬危害防止運動について」、「農薬等の使用規制をめざす二つの新法案」、「建築物衛生法等に関連した殺虫剤等による室内汚染防止のためのIPM」、「食品中の残留農薬について」などをテーマに、発刊して行く予定です。